



全額公費による新型コロナウイルスワクチン接種は  
令和6年3月31日(日)までです

現在、新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法の臨時接種に位置付けられており全額公費負担(無料)ですが、全額公費による接種は令和6年3月31日(日)で終了します。令和6年4月1日以降は、65歳以上の人および60～64歳で対象となる人には、秋冬に自治体による定期接種が行われます。また任意接種として時期を問わず実費で接種できます。

### ■新型コロナウイルスワクチンの接種券発行

新型コロナウイルスワクチン接種後、医療機関において接種記録の登録を行っており、接種券はその接種履歴に基づいて発行します。ワクチンをまだ接種していない人で、接種券を紛失した人、接種可能となる月(最終接種日から3か月後)の前月の下旬までに接種券が届かない人は接種券を発行しますので、健康増進課にお問い合わせください。

### ■転入された人へ

転入前の接種券は使用できません。本市の接種券を郵送しますので、次の通りご連絡ください。

◎はじめて接種する人 健康増進課に連絡

◎接種したことがある人 接種済証を準備のうえ、健康増進課に連絡

### ■第一三共社製のワクチンについて

令和5年12月4日から令和5年秋開始接種に使用するワクチンに位置づけられ、接種を開始しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎健康増進課 (☎ 71-1817)



子育て世帯生活支援特別給付金の  
申請は2月29日(木)までです

食費等の物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。該当する人は2月29日(木)までに申請が必要です。

### ◎対象

#### ●ひとり親世帯

次の①～③のいずれかに該当する人

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者

②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない人(公的年金等：遺族年金、障害年金、老齢年金等)

③物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている人

#### ●ひとり親以外の子育て世帯

次の①②のいずれかに該当する人

①前回の給付金(令和4年度に実施)

の支給対象者であった人

②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合20歳未満)を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

※①または①に該当する人にはお知らせを発送し、すでに支給しています。

②③②に該当する人は申請が必要です。

◎支給額 児童1人当たり一律5万円

◎申請期限・方法 2月29日(木)までに子育て支援課窓口へ提出

※申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。

☎・☎申請に関すること：子育て支援課 (☎ 82-1175 平日 8:30～17:15)

☎制度に関すること：こども家庭庁コールセンター (☎ 0120-400-903 平日 9:00～18:00)